

消火設備の区分		対象物の区分													
		建築物その他の工 作物	電気設備	危険物									第四類の 危険物	第五類の 危険物	第六類の 危険物
				第一類		第二類			第三類						
				アルカリ 金属の過 酸化物又 はこれら を含有す るもの	その他の 第一類の 危険物	鉄粉、金 属粉若し くはマグ ネシウム 又はこれ らのいず れかを含 有するも の	引火性固 体	その他の 第二類の 危険物	禁水性物 品	その他の 第三類の 危険物					
第一種	屋内消火栓設備又は屋外消火 栓設備	○			○		○	○		○		○	○		
第二種	スプリンクラー設備	○			○		○	○		○		○	○		
第三種	水蒸気設備又は水噴霧消火設 備	○	○		○		○	○		○		○	○		
	泡消火設備	○			○		○	○		○		○	○		
	不活性ガス消火設備		○				○				○				
	ハロゲン化物消火設備		○				○				○				
	消火 粉末 放射 する 消火 器	りん酸塩類等を使用 するもの	○	○		○		○	○			○		○	
		炭酸水素塩類等を使 用するもの		○	○		○	○		○		○			
		その他のもの			○		○			○					